●予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種(定期接種)

1. 目的

インフルエンザの予防接種を実施することにより、インフルエンザの発症および重症化を 予防し健康の保持増進に寄与することを目的とする。

※インフルエンザの予防接種は接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものである。

2. 実施主体

亀山市

3. 対象者

亀山市に住所を有し、次の①②いずれかに該当する人(※接種日年齢)

- ①満65歳以上の人
- ②満60歳~64歳で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級を持っている人

※対象者②と対象者①②のうち生活保護世帯の人については、予診票と案内文を事前に送付しています。 また接種区分に印をしています。

対象者②の人・・・・赤色マーカー

生活保護世帯の人・・・青マーカー

4. 実施期間

令和7年10月1日(水)~令和8年3月31日(火)

※『接種期間を限定している医療機関があります。接種を希望される場合は接種医にご相談ください。』と広報周知しています。

5. 実施医療機関

三重県内の実施医療機関

6. 委託料・自己負担金(今年度変更あり)

| 区分 | 委託料 | 自己負担金 | 市へ請求する額 |
|-------------------|--------|--------|---------|
| 対象者①または②の人 | 4,347円 | 1,500円 | 2,847円 |
| 対象者①または②で生活保護世帯の人 | 4,347円 | 無料 | 4,347円 |
| 予診のみ(期間中、1人につき1回) | 1,600円 | 無料 | 1,600円 |

※委託料、自己負担金が変更となっておりますので、ご注意ください。

7. 接種回数

1人について、1回

8. 他ワクチンとの接種間隔について

他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

9. 予防接種予診票について(今年度変更あり)

昨年度までは、ご本人が事前に市に申請をして予診票を持参していましたが、今年度からは、医療機関に配布してある予診票を使用していただきますようにお願いします。なお、予診票が不足する場合は、担当までご連絡ください。

- ※対象者①または②で、かつ生活保護世帯の人には、事前に個人通知をしています。
- ※対象者②の人には、事前に個人通知をしています。
- ※実施期間中に新規に手帳を取得された人には、手帳交付時窓口等で制度の説明を行います。

10. 周知

広報(10月1日号)、ホームページ、ポスター等

11. 接種済証について

予診票に接種済証を印刷してありますので、定期接種をされた方には、予診票の接種済証を 記入し切り取ってお渡しください。

12. 委託料の請求

・提出書類:予防接種報告書・予防接種請求書・予防接種予診票(亀山市の予診票)※報告書・請求書は『定期接種』と記載のものを使用してください。※予診票は、報告書の区分ごとにまとめて下さい。

・提出期限:各月毎にまとめて翌月の15日まで

亀山市総合保健福祉センター あいあい

健康政策課 健康づくりグループ

≪担 当≫

亀山市総合保健福祉センター あいあい 亀山市健康政策課健康づくりグループ 電 話 0595(84)3316